

○東村山市事業所永年勤続者表彰要綱

昭和52年2月1日
訓令第4号

(目的)

第1条 この要綱は、東村山市内の事業所(中小企業)に永年にわたり勤務し、その事業所の発展に寄与すると共に他の模範となる従業員に対する表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の要件)

第2条 次の各号に掲げる要件を満たしている者は、永年勤続従業員として、この要綱の定めるところにより表彰する。

- (1) 市内の同一事業所に15年以上にわたり勤務し、他の模範と認められる者
- (2) その他永年にわたり同一職業に専念し、他の模範に足るべき事業に功績があった者
(被表彰者の選定)

第3条 事業所及び団体長(商工団体、業種団体等)は、前条に規定する表彰の要件を満たす者があるときは、別に定める永年勤続表彰候補者推せん書によりその者を市長に推せんするものとする。

2 市長は、前項により推せんを受けたときは、その内容を審査し、被表彰者を決定する。

(表彰)

第4条 市長は、次の各号に定めるところにより表彰を行うものとする。

- (1) 被表彰者に対し、表彰状を授与する。
- (2) 表彰の時期は、年度内のうち適当な機会にこれを行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年6月28日訓令第20号)

この要綱は、公布の日から施行する。

以下省略